平成２１年（フ）第７２１号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目27番９号フラワーハイツ幡ヶ谷303
債務者　佐々木　梢
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７３９号
東京都荒川区町屋１丁目２番15―501号
債務者　石川　　隆
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８００号
東京都町田市高ケ坂1357番地４チェスナットパレスＡ―205
債務者　松田ちあき
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８０１号
東京都町田市高ケ坂1357番地４チェスナットパレスＡ―205
債務者　松田　泰文
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８７６号
東京都立川市富士見町１丁目11番１号
債務者　井上　和美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８９７号
東京都小金井市中町２丁目１番７―２―101号都営住宅
債務者　石田　良子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８９４号
東京都国立市富士見台１丁目23番地の10オーク国立203
債務者　岩﨑　弘美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３９０号
青森県上北郡野辺地町字下松ノ木平３番地の２
債務者　中村　　茂
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８８号
熊本県八代市鏡町内田1039番地２
債務者　小柿　博之
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第５５３号
静岡市清水区矢倉町４番25号
債務者　平山　生子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前９時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６３号
静岡県浜松市南区頭陀寺町331番地の10
債務者　尾藤　典子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
釧路市興津２丁目29番31号
債務者　関　　詠子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第５６８号
愛知県知立市来迎寺町広海道42番地１　コラソン102号
債務者　塩田　　恵
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
愛知県蒲郡市竹谷町上日山11番地７
債務者　松下　松實
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１５８号
愛知県豊川市上野２丁目284番地　上野住宅Ｂ棟301号
債務者　林　　靖弘
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部